



Ⅲ. 計画の基本方針

1. 計画の枠組み

1.1 計画の目的

本計画は、本市が目指す将来都市像である「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島」の実現に向けて、今後のスポーツ推進施策の指針となる基本的な考え方を整理するとともに、その方向性を明らかにするものである。

1.2 計画の位置づけ

本市は、人もまちも健康で幸せな「スマートウェルネスみしま」を第4次総合計画の重点プロジェクトのひとつに掲げている。市民一人一人が生きがいを持ち、心身ともに健康で暮らすために、スポーツと芸術文化は車の両輪の役割を果たす。その意味から、本計画は“健幸”づくりの視点から本市が推進する都市戦略の一翼を担うものとなる。

国は「スポーツ立国戦略」を政策として掲げ、2011(平成23)年に新たなスポーツ基本法を制定、それに沿って翌年にはスポーツ基本計画を策定している。本計画は、この枠組みを踏まえ、三島市のスポーツ関連政策の道筋を明らかにするという性格も持つ。

本計画の対象期間中には2020年東京オリンピック・パラリンピックという歴史的なイベントが予定されている。また、その前後にも相次いで大規模な国際スポーツ大会が開催される。

こうした背景のもと、今後、国全体で新たなスポーツムーブメントが創出されることが期待されており、本計画においても、この時代背景を好機と捉え、2020年以降も持続可能なスポーツレガシー^(Ⅲ-1)の創出を視野に入れた計画を組み立てる必要がある。

1.3 本計画におけるスポーツの定義

本計画においては、多様化する市民のスポーツニーズや、スポーツに期待される社会的役割の拡がりなどを踏まえ、より広い視野で本市スポーツのあるべき将来像を描くことが求められる。そのため、記録や勝敗を争う競技スポーツだけではなく、楽しみや交流を主目的とするレクリエーションスポーツや、健康、美容、気分転換などのための身体活動などを含む、幅広い概念でのスポーツを計画対象とする。

1.4 計画期間

本計画の対象期間は、2016(平成28)年度から2025(平成37)年度までとする。

(Ⅲ-1) スポーツレガシー：大会を契機に生まれ、大会終了後も持続するスポーツ推進に寄与する仕組みや取り組みなど。例えば、スポーツ少年団やママさんバレーは、1964年の東京オリンピックを契機として全国に活動が広がったスポーツレガシーの好例である。

2. 基本理念

2.1 本計画の基本的な考え方

前章で抽出した本市のスポーツ推進の課題を踏まえ、本計画の基本的考え方を以下のとおり設定する。

■ 本計画の基本的な考え方

本計画に求められるもの（政策課題）

- スポーツ基本法と国のスポーツ基本計画の理念にそった計画の策定
- 「スマートウエルネスみしま」など本市の重点施策との整合性
- 人口減少、少子高齢化に対応したスポーツ環境の整備
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とする新たな仕組みの創出

三島市のスポーツ推進の課題

運営システム

- 子どものスポーツ環境を支える新たな機能の導入
- 校区体育振興会活動の充実
- 多様な市民ニーズにこたえるスポーツサービスの提供
- スポーツ参加を促進する広報の充実
- 競技スポーツの環境整備

場

- 身近なスポーツの場の充実
- 施設を使用しないアウトドアスポーツの推進
- 公共スポーツ施設の老朽化対策
- 大会・合宿誘致と市民利用との調整

指導者

- 幼児・学童向けスポーツ指導者の育成
- 指導者の世代交代と高齢化対応
- スポーツ推進委員の研修等の充実
- 高齢者の能力のスポーツ指導への活用

“それぞれのスポーツ活動”を支える基盤の整備

計画立案の基本的な考え方（戦略視点）

- すべての市民が生きがいを持ち、健康で、心豊かに暮らす“健幸”都市みしまの実現に向けて、スポーツと芸術文化は車の両輪の役割を果たす。この認識に立ち、本計画は、スポーツの推進を通じて“健幸”都市みしまの都市ビジョンを具現化する道筋を明らかにするものとする。
- その立案にあたっては、本市を取り巻く環境の変化やスポーツ推進の課題を踏まえ、以下の視点を重視する。
 - 1) 子どもの運動能力や意欲、社会性、創造性を育むための先進的なスポーツ環境の整備（次世代への投資）
 - 2) 市民誰もが豊かなスポーツライフを享受できるコミュニティの形成をめざした取り組み（地域のスポーツ文化の醸成）
 - 3) スポーツの持つ多面的な力を活かした魅力あるまちづくりの推進（スポーツを通じた地方創生）

上記の考え方にそった基本理念と施策方針の設定

2.2 基本理念の設定

本計画の基本理念を次の通りとし、この理念のもと、本市のスポーツ施策を体系的に推進する。

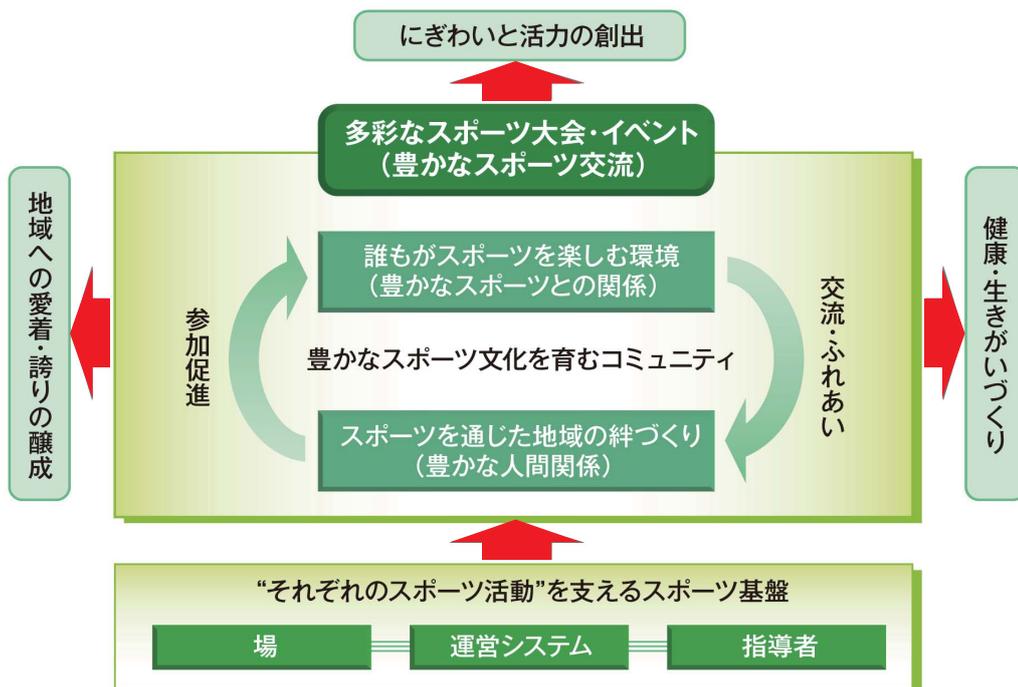
“健幸”都市みしまを支える 豊かなスポーツ文化とコミュニティの形成

スポーツを通じて、人と人、人と地域が結ばれた豊かなスポーツ文化とその母体となるコミュニティを形成するための取り組みを戦略的、体系的に推進することで、誰もが健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を営むことのできる“健幸”都市みしまの実現を目指す。

本計画が目指す「豊かなスポーツ文化を育むコミュニティ」のイメージ

- 市民一人一人が生涯を通じてスポーツとの豊かな関係を築き、健幸で生きがいをもって充実した毎日を送ることのできるコミュニティ
- 地域の活発なスポーツ活動の中から、信頼と絆で結ばれた豊かな人間関係と地域に対する愛着・誇りが育まれるコミュニティ
- 三島の持つ魅力に惹かれて多くの人が訪れ、多彩で豊かなスポーツ交流が展開されるにぎわいと活力のあるコミュニティ

■ 本計画が目指す「豊かなスポーツ文化の母体となるコミュニティ」の形成イメージ



3. 施策の体系と目標設定

3.1 施策方針

施策方針 1 / 次世代を担う子どもたちのスポーツ環境の整備 (次世代への投資)

社会環境や生活様式の変化によって、子どもが多様な動きや運動能力、スポーツに親しむ資質や意欲等を培う重要な時期に体を動かす機会が減少している。また、積極的にスポーツをする子どもと、しない子どもの二極化も進んできている。さらに、少子化によって、これまで子どもたちの地域のスポーツ環境を支えてきたスポーツ少年団や学校部活動の基盤も揺らぎつつある。

こうした現状を踏まえ、官民協働で既存の取り組みを補完する新たな枠組みの整備を進めるなど、時代の変化に対応した子どもたちのスポーツ環境の整備を行っていく。

施策方針 2 / 暮らしを豊かにするコミュニティスポーツの推進 (地域のスポーツ文化の醸成)

市民の生活ニーズが多様化、高度化する中で、それぞれの市民が豊かなスポーツライフを享受できる環境を整備するために、身近なスポーツの場の充実、ライフステージや生活様式に応じたスポーツの機会の提供などが課題となっている。

本市においては、これまでも市民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、豊かで輝く生活を送れる環境づくりを目指してスポーツ振興の取り組みを推進してきた。(Ⅲ-2)

今後は、これまでの取組実績と成果を生かしつつ、時代環境、市民意識やニーズの変化を踏まえ、市民一人一人の暮らしを豊かにする地域におけるスポーツ施策を推進していく。

施策方針 3 / スポーツによる“健幸”都市づくり (スポーツを通じた地方創生)

スポーツに接する機会や楽しみ方が多様化し、健康づくりの観点はもとよりスポーツの持つ社会的役割はより拡がりを持つようになってきた。例えば、スポーツの持つ「人を動かす力」に着目したスポーツツーリズムや「情報を発信する力」を活用したシティプロモーション等、地域が抱える課題を解決する手段としてスポーツを活用する動きが活発化している。さらに、2013(平成25)年9月に2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定したことにより「地域を活性化するスポーツ」に対する期待はより大きなものとなっている。

このような認識のもと、本計画においても、スポーツ推進施策をより広範囲でとらえ「スポーツの力」を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいく。

(Ⅲ-2) 2006(平成18)年1月「三島市スポーツ振興基本計画」(三島市教育委員会)の基本理念より

3.2 目標設定

(1) 目標設定の考え方

本計画の基本理念である「“健幸”都市みしまを支える豊かなスポーツ文化とコミュニティの形成」は、多元的な要素の複合により実現する概念であり、計画の達成度や実施効果を直接的に測定する指標の定量化は難しい。

一方で、本計画は、本市の様々な部署が関係するとともに、行政のみならず、スポーツ関係団体、地域の市民団体やNPO、民間事業者など、実施主体が多岐にわたるといった性格を有しており、関連する全ての主体にとって「わかりやすい共通の目標」を設定することは、計画を効果的に推進する上で有効な手段となる。

また、計画の目標値を設定する場合には、対象指標について現状が定量的に把握されているとともに、将来の時点で測定可能なしくみ(調査手法、体制)が用意されていることが必要である。また、本市の状況を客観的に把握するため、国や県、他市町と比較できることも求められる。

このような点を考慮し、本計画では、基本的な目標指標として「成人のスポーツ・運動の実施率(週1回以上)」を採用し、毎年1回、継続的に実施している市民意識調査の項目に当該質問を設定することで、目標達成状況を測定するものとする。

また、上述したように、基本理念に沿った計画の達成度の評価のためにはこの指標だけでは不十分であるため、後述する施策ごとに達成目標を定め、その推進状況を個別に評価する。なお、数値目標の設定が困難、または適切でない施策項目については、定性的な目標を設定する。

(2) 基本目標の設定

本市の現状、及び国のスポーツ基本計画の政策目標を踏まえ、以下の通り計画の基本目標を設定する。

【本計画の基本目標】

「成人のスポーツ・運動の実施率(週1回以上)」

2014(平成26)年度:50.0%<現状>

2020(平成32)年度:60%以上

2025(平成37)年度:65%以上

<参考>

・国のスポーツ基本計画目標 :3人に2人(65%程度)<できるかぎり早期>

・静岡県スポーツ推進計画目標 :50%以上<2020(平成32)年度>

3.3 施策の体系

本計画は、基本理念と方針に基づき下記の施策体系とする。

■ 施策の体系

